

2018年12月11日

国立大学法人島根大学長
服部 泰直 殿

島根大学職員組合
中央執行委員長 小林 和広 印

団体交渉の申し入れについて

昨年度より引き続いての「国立大学法人島根大学における無期転換ルールへの早急な対応を求めます」に関する団体交渉（2018年12月3日）では大学の過去の人件費データ等に基づき詳細な回答をいただきました。

島根大学職員組合では頂戴したデータや回答、および組合側から交渉時に提示したデータをもとに大学の長い将来像を深く考慮し、下記に示す新たな無期転換ルールの仕組みを現行規則に組み込んでいただく事が最良という結論にいたりしました。

下記の要求事項を労使間で検討するための団体交渉を申し入れます。

なお、交渉は12月17日～21日を要望します。

要求事項

業務が5年以上に亘って継続する見込みがある「事務・教務・技術・技能などの補佐員、および特任教員・研究員（単価区分A：更新上限5年）」については、本人が無期転換を望む場合、5年間の勤務実績評価に基づいて「重点支援員・重点特任教員・重点研究員（仮称）（単価区分A：更新上限なし）」に配置転換する仕組みを新設頂きたい。

○無期転換後の上記職員については、5年以上の実務経験があり、かつ評価によって有能と認められた支援職員として、部署異動を可能とします。

ただし、下記により、正職員とは異なる扱いとして下さい。

1. 配属先での業務が消滅するまで部署の異動はないものとする。
2. 異動範囲： 松江での契約者は松江キャンパス内のみ、出雲での契約者は出雲キャンパス内のみ、その他での契約者は異動なし。

以上